

# 1. はじめに

## 中小企業等経営強化法に基づく支援措置

※ 経営力向上計画の策定は、別冊「経営力向上計画策定の手引き」をご確認下さい。

経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援、法的支援）を受けることができます。

- 税制措置**・・・認定計画に基づき取得した一定の設備に係る法人税等の特例（P.2～）、認定計画に基づき行った事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例（P.13～）、認定計画に基づき行った事業承継等に係る準備金の積立（損金算入）の措置（P.15～）を利用することができます。
- 金融支援**・・・政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。
- 法的支援**・・・業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受けに関する特例措置を受けることができます。

## 2. 税制措置

### 設備の取得に係る税制措置の概要

法人税<sup>(※1)</sup>について、即時償却又は取得価額の10%<sup>(※2)</sup>の税額控除が選択適用できます。（**中小企業経営強化税制**）

※1 個人事業主の場合には所得税

※2 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置 国税	<p>【中小企業経営強化税制】</p> <p>即時償却又は税額控除10%<sup>(※7%)</sup></p> <p>生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上</p> <p>収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p> <p>デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化を可能にする設備</p> <p>経営資源集約化に資する設備（D類型） 修正ROA又は有形固定資産回転率 の改善が見込まれるパッケージ投資</p>			
	<p>【中小企業投資促進税制（中促）】</p> <p>30%特別償却又は税額控除7%</p> <p>※ 30%特別償却のみ適用</p>			

■を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

## 2. ①中小企業経営強化税制

### (1) 制度の概要

青色申告書を提出する①中小企業者等が、②指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

（注1）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

#### 条文：租税特別措置法

第10条の5の3【所得税】、第42条の12の4【法人税】

### ① 中小企業者等とは？

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・協同組合等

※ 中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する「特定事業者等」に該当するものに限ります。

ただし、次の法人は、資本金の額又は出資金の額が1億円以下でも本税制措置の対象とはなりません。

- ①同一の大規模法人（注）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人（注）から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人

（注）大規模法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人、資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

### ② 指定期間とは？

平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間

### ③ 一定の設備とは？

類型	要件	確認者	対象設備（※1～4）	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品、本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。（※5）
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備		工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る) 器具備品（30万円以上）	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御のいずれかに該当する設備	経済 産業局	建物附属設備（60万円以上）	・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	

※ 1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P23を確認してください。

※ 2 医療保健業を行なう事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

※ 3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは中小企業投資促進税制のQ&A（中小企業庁）を確認してください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyouitousisokusinzeisei.htm>

※ 4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除きます。

※ 5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。

詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

## 2. ①中小企業経営強化税制

### ④ 指定事業とは？

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（一定の類型を除き（注4参照）、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類する事業を除きます。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、不動産業、情報通信業、駐車場業、物品販賣業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）

（注1）中小企業投資促進税制の対象事業に該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となります。

（注2）電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。

（注3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。

（注4）料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業は、生活衛生同業組合の組合員が営むもののみが指定事業となります。

### （2）適用手続き

#### （2-1）A類型：生産性向上設備

##### 生産性向上設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ① 一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません）
- ② 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備（※）

※ソフトウェアについては、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

##### 対象設備

要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要があります。  
証明書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP.4を参照。

設備の種類（※1～5）	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一 の取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る 情報収集機能及び分析・ 指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P.2.3を確認してください。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

※3 ソフトウェアについては、複数して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは中小企業投資促進税制のQ&A（中小企業庁）を確認してください。<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuuusyoukigyouitousisokusinzeisei.htm>

※4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除きます。

※5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。

詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

## 2. ①中小企業経営強化税制

### (2-2) B類型：収益力強化設備

D類型：経営資源集約化に資する設備

#### B類型：収益力強化設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

#### D類型：経営資源集約化に資する設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもので、経営力向上計画に事業承継等事前調査に関する事項の記載があるものであって、経営力向上計画に従って事業承継等を行った後に取得又は製作若しくは建設をするもの

計画終了年次の修正ROA又は有形固定資産回転率が以下表の要件を満たすことが見込まれるものであることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

計画期間	有形固定資産回転率	修正ROA
3年	+2%	+0.3%ポイント
4年	+2.5%	+0.4%ポイント
5年	+3%	+0.5%ポイント

B類型又はD類型の要件について、いずれも、経済産業局から確認書を取得する必要があります。確認書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP.7を参照。

共通：  
対象設備

設備の種類（※1～5）	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一 の取得価額)
機械装置	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品	全て	30万円以上
建物附属設備	全て	60万円以上
ソフトウェア	全て	70万円以上

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手続きJP.2.3を確認してください。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作する器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

※3 ソフトウェアについては、複数して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは中小企業投資促進税制のQ&A（中小企業庁）を確認してください。<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoutousikusinzeisei.htm>

※4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除きます。

※5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。

詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

## 2. ①中小企業経営強化税制

(2-2) B類型：収益力強化設備

D類型：経営資源集約化に資する設備

B類型：投資利益率の計算について

年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。

「**営業利益+減価償却費※1**」の**増加額※2**

設備投資額※3

※1 会計上の減価償却費

※2 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額

※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

B類型：投資計画の策定単位について

投資計画の策定単位は、収益力強化設備の導入の目的（=事業の生産性の向上に特に資すること）に照らして、必要不可欠な設備の導入に係るものであり、その設備から投資利益率を算定する際に、追加的に生じる効果を正確に算出するために必要最小限の単位が、投資計画の策定単位です。

（例）工場の生産ラインの改善投資→生産ライン単位（工場全体に効果が出る場合は工場単位）

D類型：修正ROA又は有形固定資産回転率の計算について

目標値となる修正ROA又は有形固定資産回転率は、次の算式によって算定します。

$$\text{修正ROA} \underset{\text{(変化分)}}{=} \frac{\text{計画終了年度における}}{\text{※1 計画終了年度における総資産※2}} \frac{\text{営業利益+減価償却費※1+研究開発費}}{\text{基準年度※3における}} \frac{\text{営業利益+減価償却費+研究開発費}}{\text{基準年度における総資産}}$$

$$\text{有形固定資産回転率} \underset{\text{(変化率)}}{=} \frac{\text{計画終了年度における売上高}}{\text{計画終了年度における有形固定資産※2}} \frac{\text{基準年度※3における売上高}}{\text{基準年度における有形固定資産}} \frac{\text{基準年度における有形固定資産}}{\text{基準年度における売上高}}$$

※1 会計上の減価償却費及び研究開発費

※2 帳簿価額を指す

※3 計画開始直前における事業年度の確定決算時の数値

## 2. ①中小企業経営強化税制

### (2-3) C類型：デジタル化設備

#### デジタル化設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化のいずれかを可能にする設備として、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

上記の要件について、経済産業局から確認書を取得する必要があります。確認書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP.9を参照。

#### 対象設備

設備の種類（※1～5）	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一 の取得価額)
機械装置	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品	全て	30万円以上
建物附属設備	全て	60万円以上
ソフトウェア	全て	70万円以上

※ 1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手続きJP.2.3を確認してください。

※ 2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

※ 3 ソフトウェアについては、複数して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは中小企業投資促進税制のQ&A（中小企業庁）を確認してください。<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoutousokusinzeisei.htm>

※ 4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除きます。

※ 5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。

詳しくはこれらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

#### ①遠隔操作、②可視化、③自動制御化について

##### ①遠隔操作

- 1) デジタル技術を用いて、遠隔操作をすること
- 2) 以下のいずれかを目的とすること

A) 事業を非対面で行うことができるようによること

B) 事業に従事する者が、通常行っている業務を、通常出勤している場所以外の場所で行うことができるようによること

##### ②可視化

- 1) データの集約・分析を、デジタル技術を用いて行うこと
- 2) 1) のデータが、現在行っている事業や事業プロセスに関係するものであること
- 3) 1) により事業プロセスに関する最新の状況を把握し経営資源等の最適化※を行うことができるようによること

##### ③自動制御化

- 1) デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようによること
- 2) 1) の指令が、現在行っている事業プロセスに関する経営資源等を最適化するためのものであること

※「経営資源等の最適化」とは、「設備、技術、個人の有する知識及び技能等を含む事業活動に活用される資源等の最適な配分等」をいいます。

## 2. ①中小企業経営強化税制

### 各経済産業局の問い合わせ先

(お問い合わせ先)	(管轄地域)
○北海道経済産業局 中小企業課（直通：011-709-3140）	北海道
○東北経済産業局 経営支援課（直通：022-221-4806）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
○関東経済産業局 中小企業課（直通：048-600-0338）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 経営力向上室（直通：052-951-0253）	岐阜県、愛知県、三重県
○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 産業課（直通：076-432-5401）	富山県、石川県
○近畿経済産業局 創業・経営支援課 (経営力向上計画 直通：06-6966-6036) (B～D類型 直通：06-6966-6065)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 経営支援課（直通：082-205-5316）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
○四国経済産業局 中小企業課（直通：087-811-8562）	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 経営支援課 (直通：092-482-5593)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課（直通：098-866-1755）	沖縄県

※ 減価償却資産の種類の判断や税法上の規定に関するお問い合わせに関しては、公認会計士・税理士、又は所轄の税務署までご確認下さい。